

## 市役所本庁舎で 日曜臨時窓口を開設します 3月31日と4月7日の日曜日

### 日曜臨時窓口での取り扱い事務一覧

担当課	取り扱う事務	取り扱わない事務
市民課 (市役所1階)	◎住民異動届けの受け付け＝転入、転居、転出、世帯変更など ◎印鑑登録および市民カード発行の申請受け付け＝平日に来庁できない方は、この機会に夜間・閉庁日も住民票、印鑑登録証明書、課税・納税証明書が自動発行機で取得できるようになる「市民カード」の申請をお勧めします。手続きの詳細については市民課へ問い合わせください。 ◎各種証明書の発行＝住民票、印鑑登録証明書、戸籍の附票、戸籍謄抄本など ◎住居表示の申請受け付け	◎住民基本台帳カードの即日交付 ◎転入転出手続の特例、住民票の広域交付 ◎電子証明書の発行および更新の申請 ◎臨時運行許可（仮ナンバーの貸与） ◎戸籍異動に伴う住民異動届けなど、他市町村への照会を必要とするもの
保険年金課 (市役所1階)	◎国民健康保険の資格取得・喪失に関する届け ◎高額療養費の支給申請など各種申請書の受け付け ◎後期高齢者医療制度の手続きに関する届け ◎国民年金第1号被保険者の資格取得などの届け	◎日本年金機構、東京都後期高齢者医療広域連合および他市町村への照会を必要とするもの

### 後期高齢者医療制度

保険料が年金天引きされている方、  
4月から年金天引きが始まる方へ

### 保険料の仮徴収を行います

後期高齢者医療保険料を、年金からの天引きで納める方は、年6回の年金支給月に保険料が特別徴収されます。

◎4月・6月・8月は保険料の「仮徴収期間」です

年間の保険料額は、毎年7月に市民税・都民税の所得内容を基に算定し、決定します。

そのため、年間保険料額が決定するまでは「仮徴収期間」として、同年2月と同額の保険料を、4月・6月・8月の3回で納めていただきます。

7月に年間保険料額が決定した後は、既に「仮徴収期間」で納めた保険料との差額を、10月・12月・翌年2月の3回で納めていただきます。

◎4月から保険料の年金天引きが始まる方へ

4月上旬に、「仮徴収額決定通知書兼納入通知書」を送付します。4月・6月・8月は、「仮徴収期間」として算定した保険料を納めていただきます。

天引き（特別徴収）による納付が原則となりますが、申し出により口座振替（普通徴収）に変更することができます。

変更を希望する方は①口座番号が分かるもの②口座の届け出印③後期高齢者医療被保険者証を持参の上（普通徴収として既に口座振替を登録している方は③のみ、保険年金課高齢者医療係（市役所1階）で手続きをしてください。

3月中旬に手続きをした場合、6月の年金天引き（特別徴収）から中止になります。

詳しくは同係 ☎470・7846へ。

◎年金天引きから口座振替へ納付方法の変更が可能です

保険料の納付方法は、年金

## 4月1日(月)から 組織の一部が変わります

業務の合理化による課の見直しという視点から、事務の外部委託の拡大などにより、その役割が変化してきていた情報システム課と、企画調整課行財政改革担当課長が所管してきた業務を統合します。

詳しくは企画調整課 ☎470・7702へ。

▽新課の名称 行財政管理課（市役所6階・☎470・7704）

▽事務内容 行財政改革の推進に関すること。行政評価の推進に関すること。情報化の推進に関すること。電子計算組織の総合調整に関することなど

3月25日(月)は、国民健康保険税第9期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）でお納めください。

詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

市税などの納付にご協力ください



### 年金受給者が受けられる融資があります

年金を受給している方は、独立行政法人福祉医療機構から、年金の受給権を担保に生活資金などの融資が受けられます。

同機構は、年金を担保に融資ができる唯一の機関として、法律で認められています。

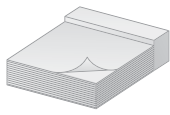
融資金額は、次の3つの要件を満たす額の範囲内となります。

- ①10万円
- ②受給している年金額（年額）以内
- ③1回当たりの返済額の15倍以内

返済額は、1回の年金受給額のうち、本人が指定した返済額（1万円単位）になります。指定できる金額は1回の年金受給額の2分の1以下となります。

融資を希望する場合は、「独立行政法人福祉医療機構代理店」の表示がある銀行や信用金庫などの店舗で申し込みの手続きを行ってください。なお、年金受給者の年金証書などを預かり、高い利率で融資を行う悪質な貸金業者も存在しますので、ご注意ください。

詳しくは同機構 ☎03・3438・0224へ。



詳しくは同係 ☎470・7846へ。

### 《事前に電話でご予約を》

相談名	相談日時	相談員	予約開始日・定員など	会場
法律相談	3日・10日 17日・24日	弁護士	3月28日(木)・各日8人 4月11日(木)・各日8人	市役所2階相談室
登記相談	3日(水)午後1時から	司法書士	3月29日(金)・5人	
表示登記相談	3日(水)午後1時から	土地家屋調査士	3月29日(金)・5人	
税務相談	10日(水)午後1時から	税理士	4月5日(金)・5人	
人権身の上相談	17日(水)午後1時から	人権擁護委員	4月12日(金)・4人	
不動産相談	17日(水)午後1時から	宅地建物取引主任者	4月12日(金)・5人	
交通事故相談	24日(水)午後1時から	弁護士	4月18日(木)・5人	
相続・遺言・成年後見等相談	10日(水)午前10時から	行政書士	4月4日(木)・4人	
年金・労災・雇用保険・人事管理等相談	24日(水)午前10時から	社会保険労務士	4月18日(木)・4人	
経営相談	平日の午前10時～午後4時	市商工会経営指導員	前日までに東久留米市商工会 ☎471・7577	
女性の悩みご相談	1日・8日 15日・22日	女性カウンセラー	3月18日(月)・各日3人 4月3日(水)・各日3人	午前9時から電話で男女平等推進センター ☎472・0061
女性弁護士による法律相談	5日(金)午前9時半～午後0時半	女性弁護士	3月22日(金)・3人	市役所1階屋内ひろば
耐震相談	12日(金)午後2時～5時	東久留米建築設計協会	前日までに同協会事務局・桑原建築設計事務所 ☎476・1515	市役所1階屋内ひろば
教育相談室	火曜～土曜日 月曜～金曜日	教育相談員	中央相談室 ☎473・3667 (成美教育文化会館内教育センター) 滝山相談室 ☎475・8909 (西中学校隣)	市役所1階屋内ひろば
母子相談	開庁日	母子自立支援員	子育て支援課 ☎470・7736	市役所1階屋内ひろば

## 4月のお気軽に無料相談



### 《直接会場へどうぞ》

相談名	相談日時	相談員	会場
知的障害者相談	10日(水)午前10時～正午	知的障害者相談員	市役所1階相談室
身体障害者相談	12日(金)午前10時～正午	身体障害者相談員	市役所1階相談室
心身障害者(児)相談	平日の午前9時～午後5時 ※電話相談も ☎477・2711	さいわい福祉センター指導員	さいわい福祉センター
職業相談	開庁日の午前9時～午後5時	ハローワーク三鷹職員	市役所1階ワークコーナー
住宅増改築相談	11日(木)午前10時～午後4時	市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会	市役所1階屋内ひろば
消費者相談	平日の午前10時～午後4時 ※電話相談も ☎473・4505	消費生活相談員	生活文化課(市役所2階)

### 《訪問します》

妊婦訪問	訪問希望の方は健康課保健サービス係 ☎477・0022	助産師・保健師	ご自宅
赤ちゃん訪問	訪問希望の方は健康課保健サービス係 ☎477・0022		

※東京都でも、「交通事故相談」 ☎03・5320・7733を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくは直接問い合わせください